

第五十五回国会 建設委員會議録第十八号

昭和四十二年六月二十八日(水曜日)

午後零時十五分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君 理事 正示啓次郎君

理事 砂原 格君 理事 丹羽喬四郎君

理事 廣瀬 正雄君 理事 石川 次夫君

理事 岡本 隆一君 理事 稻富 稜人君

天野 光晴君 伊藤宗一郎君

池田 清志君 吉川 久衛君

田村 良平君 高橋 英吉君

谷垣 專一君 森山 欽司君

早稲田柳右門君 渡辺 榮一君

阿部 昭吾君 井上 普方君

勝澤 芳雄君 工藤 良平君

佐野 憲治君 内海 清君

小川新一郎君 北側 義一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

大藏大臣 水田三喜男君

建設大臣 西村 英一君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

大藏省主税局長 塩崎 潤君

大藏省国有財産局長 松永 勇君

建設政務次官 渡谷 直藏君

建設大臣官房長 鶴海良一郎君

建設省計画局長 志村 清一君

自治省税務局長 松島 五郎君

委員外の出席者

会計検査院事務 齋藤 実君

総局第一局長 熊本 政晴君

専門員 熊本 政晴君

本日の會議に付した案件

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六一号)
土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出第六二号)

○森下委員長 これより會議を開きます。

土地収用法の一部を改正する法律案、土地収用法の一部を改正する法律施行法案の兩案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

北側義一君。

(委員長退席、廣瀬(正)委員長代理着席)

○北側委員 先般に引き続きまして、同改正案について若干の質問をさせていただきます。

同改正案は、近年の地価の高騰の実情から総合的な地価対策の一環として国民大衆の願ひとするところの住宅用地、また道路、河川、鉄道その他の公共事業のための用地取得制度の改善のための措置である、このように私は思うわけですが、同改正案の状況を見ますと、補償額の算定される時期が、裁定時をさかのぼって事業認定時、このようになつておるわけです。この面につきましては先般も質問いたしましたとおり、裁決時でも正当なる補償、認定時でも正当なる補償、このような憲法の正当な補償、この問題につきましては認定時と裁定時いずれも同じような趣旨で扱われておるわけでありまして、起業地におきましては、用地を買収されるいわゆる用地所有者にとりましては、財産権侵害のおそれもないか、このようない疑問もわいてくるわけでありまして、そのような改正案が出されておる一面におきましては、公共用地を数千年間無断で使用され、また不法活用されておる、このような実態が出てきたわけでございます。国民の希望と信頼を裏切るよう

なことが起こつておりますが、大臣はこのことについて聞いておられる、このように聞きました。が、どのような感じ方をなさつておられるか、ちよつと聞きたいと思つたのです。

○西村國務大臣 公共用地が無断で使用されておるといふことは、きょうちよつと事務当局から聞きました。あなたのおつしやるところは例の大坂付近の富田林市のことであらうかと思われま

この問題につきましては、そういうこともありましたので、大体は大阪府に建設省としては全部委託してあるのでございます。大阪府といつたし、これは、すなはち國の責任のある土地につきましては用途禁止の手續をしまして、——手續をしまして、結局今度は大蔵省のほうの意図の国有地になるわけでありまして、手續だけをいま済ましたところでございます。そういうようなことがあつてはならぬので、この事務につきましては急に進めておるわけでございます。なほ詳しいことは事務当局から説明させてもよろしうござい

○北側委員 私は、同改正案、これが国民大衆の要望のあるところの空地や安い土地、このようなものを与える方向にいくならば当然賛成であります。公共事業の推進、またその推進のために安い土地を買ひ、そのための土地収用法の一部を改正する法律、このように一方でやつておいて、ある一面ではいまお話ししましたとおり何千坪というやうな公共用地が数年間無断で使われておる。全くこれは逆の面が出てきておるのではなからうか、このように私は思うわけなんです。現にただいま大臣は、用途禁止の手續を行なつたとおつしやつておられますが、一体いつ行なわれたのですか。

○鶴海政府委員 お尋ねの点であります。用途禁止の手續を行ないましたのはことしの六月二十四日でございます。

○北側委員 六月二十四日といふと、きょうは六月二十八日でございますので四日前であります。私がこのことを調査し出したのは約半月前からであります。といふことは、私の調査の動きを見て、それから手續をとつたと思われてもいたし方がない、このように私は思うのであります。また、このために、会計検査院から六月の十二日に国有財産検査課の課長さんと安部さんという方が現地へ行つておられるわけなんです。その状況を少し聞かせていただきたいと思います。

○鶴海政府委員 用途禁止の手續を行ないました。これは道路法による道路というふうにはつきりした公物管理体系のない昔ながらの里道でございます。官民境界の確定という仕事に非常に長い時間がかつたわけでございます。昭和三十七年から官民境界の確定を進めて、三十八年の六月までかかつております。ところが官民境界の確定ができましたと、問題の敷地の一部に残つておりますと、それに通じます里道は、そこへ通り人がございましてから存続しなければならぬ。そういう問題がございまして、どの範囲で用途禁止すべきかといふことで非常に時間がかつたわけでございます。手續が非常におくれまして、つい最近、一部につきまして用途禁止をしたわけでございますが、急に用途禁止をしたといふことではなくて、前から手續をしなから、むしろ非常におくれで用途禁止をしたという経緯でございます。その間、検査院の方も見えておられますが、一般に道路法であるとか河川法であるとか、そういうたつきりした公物管理の法律のない昔ながらの細い道あるいは細い水路等の管理につきましては、建設省といつたしましては都道府県知事に仕事を委託して、知事が管理をいたしておるやうなわけでございますけれども、非常に人

手が足りないとか件数が多いということ、十分な面が多々あるかと思ひます。逐次改善をはかつてまいりたい、かように考えております。

○北側委員 会計検査院の斎藤第一局長もお見えになつておられると思うのですが、ひとつ、現地へ調査に行かれた実情をお聞きしたいと思ひます。

○斎藤会計検査院説明員 ただいまのお話、富田林の件につきましては、私の局で国有財産検査課長ともう一人、この二人で十二、十三、十四日と三日間にわたつて検査をいたしましたわけでございます。まだ何ぶんにも今月のことでございますので、帰つてまいりましてから報告を受けておりませんし、申報書もまだ出ておらないような状況でございますので、具体的な事態につきまして御指示をいただければ、説明を聴取いたして、御説明申し上げたいと思ひます。

○北側委員 行かれた課長さん、安部さん、これらの方は大体の坪数、またどのようになつておるかというところは目で見てこられたわけですか。その上司の局長さんがこへ出席なさるといふからには幾ぶんか聞いてこられたのじやないかと思ひます。ただ時間がなかつたからまだ報告を受けてない、これでは私は委員会に出席なさるのに非常にまずいんじゃないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○斎藤会計検査院説明員 ただいま課長は研修に行つておられます、課長からは直接聞いておりませんが、昨日の夜私のところに電話がかかつてまいりました、きょう委員会に出るといふことでございまして、けさほどちよつと聞いただけでございまして、約一万五千平米ぐらいの里道、畦畔がPL教団に使用されておるといふことを聞いたわけでございます。それについてどういった処置をとるべきか、照会を出して注意すべきかどうかというところにつきましては、まだ何も会議を開いておりませんし、けさほど聞いただけでございまして、はつきりお答えいたしかねます。

○北側委員 約一万五千平米、そうしますと約四千坪ですね。そのようにPL教団によつて里道、水路が取りつぶされて、そしてさくがされておる。その中にはゴルフ場もあるわけですか。これは相当大きなゴルフ場でありまして、国有財産法の「処分等の制限」といふところを見ますと、「行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。」とあつて、三項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができ。」とのようにあるわけですか。これは大臣どのような見解になつておられるのでしょうか。これといふ関係の見解ですね。

○西村国務大臣 それは大阪府とその教団といふ交渉をして、そういう土地は用途廃止をすれば国有地になります。国有地といつても里道のことでありますから、ばらばらに国有地を持つておつてもしょうがありませんから、教団のほうと交渉がまとまつて、教団と土地を交換して、国有地がある面積になれば、それは国有地として保管し、また国有地として用途がなければ他に払い下げるとかいうふうにしなければならぬと思つておるのです。ただ、さいせんも官房長が言いましたように、非常におくれておることは事実でございます。しかしあれを見ますと、どういふことで行なわれたか知りませんが、まだ人家が残つておるといふのです。売つていない民有地があるわけですから、民有地に対して道をつぶすわけにはいかならぬわけですね。非常に複雑でございます。しかし私のほうといたしましては、これは大阪府を管轄いたしますので早く手続をやつて、国の管理に所属することになりまして、一日も早く交換の手続をとらなから整理の方法を講じたい。かりそめにも寸土といへどもそれを私有に帰してはならぬ、かように思つております。また、いま会計検査院も調べに行つたと申しますから、もう少し詳しいこともわかると思ひますが、私のほうもこれは力を入れて整理のほうにかかりたい、かように思つておる次第でございます。

○小川(新)委員 関連。いまお聞きしたところによりますと、会計検査院が出ていったといふのは、何かそこに不正な事実といふものを敏感になつて出られたと思ひますが、その点についてまずお尋ねいたします。

○斎藤会計検査院説明員 大阪に参りましたのは、決してそういう具体的な問題について不正があつたから参つたということではございません。私のほうでは実は昨年から行政財産につきまして、用途廃止を本来すべきであるのに、行政上の目的に使つていないのに用途廃止をしないで不正使用されておるものがあるというふうなうわさも聞いたつております。本来私の局では、大蔵大臣の直接所管に属しております普通財産しか検査をいたしておらないわけでありまして、行政財産につきましては、たとえば建設省所管であれば建設省、農林省所管であれば農林省、局でいいますと第三局、農林省所管でございますと第四局が所管しております。それと、その局、課でもその行政の財産を見ておるわけなんです。しかし総括大臣としての大蔵大臣といふことになりまして、行政財産も全部総括大臣としての大蔵大臣が総括的に見ておられることになりまして、そういう立場から、本来なら用途廃止をすべき手続をして、普通財産にしておくべきものを、そして売却すべきものなら売却すべきでございますし、不法占拠されておるようなものは排除しなければならぬ、そういうふうな状態もございまして、一体行政財産がどうなつておるかといふことを見ようといふことで、昨年から検査を始めたわけでございます。

この行政財産につきましては、こつぱつた道路法であるとか、河川法であるとか、あるいは海岸法によつて規定された財産もございまして、そうでなくて、いわゆる法定外公共用財産といつておりますが、たとえば山の奥の河川敷であるとか、あるいは畦畔とかいふたようなものについて一体どういふうわにしたいのか、こつぱつたやうなこと、日本全国あらゆるところにあるものについて、たいへんなお金もかかる、それから人間も必要だといふものを、しかもその価値はまことに

少ないといふものを、お金をかけて全部調べるべきかどうかといふようなこともこれは考えなければならぬ。

(廣瀬(正)委員長代理退席、委員長着席)

いすれにしてもそういう財産についてどういった方向に国として向いていつたらいいかといふ足がかりをつかまえてまいりたいかといふ考え方で、実は去年から始めまして、去年は七都県について検査をいたしまして、引き続きことしもまた検査を続行しておるといふ事態でございます。特定の目的を持つてやつておるわけではございません。

○小川(新)委員 いま会計検査院のほうからも、そういううわさを聞いておる、地元ではそういうことが評判になつておる——そういうことは建設省当局のほうでは察知しておつたのですか。

○鶴海政府委員 法定外の公共用財産につきまして、管理が非常に不十分であるといふことはわれわれも前から察知いたしておつたわけでありまして、ただ問題の富田林の事件につきましては、そういううわさがあつたといふことは聞いておりませんでした。

○斎藤会計検査院説明員 うわさを聞いておると申しますのは、富田林の問題についてではなくて、そういうたつた川敷でございますとか、廃道について、不正使用されておるとか不法占拠されておるといふような事態があるやうだといふことを聞いておるといふことの意味でございます。

○小川(新)委員 六月二十四日やつたといふことはそういううわがあつたので早急に何か手続上のことをやつたといふことじやないのですか。

○鶴海政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、昭和三十七年ごろ調査をやりまして、境界の確定も行なつて逐次手続を進めたわけでございまして、それが非常におくれてついで最近供用廃止の手続をとつたわけでございまして、うわさが出たから急にあらわつて処置したといふふうなものではないと思ひます。

○北側委員 国有財産法の十四条の七号にはこの

よりあります。国有財産を国以外の者に使用させまたは収益させようとするとき、このときは十四条の一項に「左に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならぬ。」このようにあるわけですから、それが結局なされておったかどうかということですね。国有財産局長の松永さんはこのことについてお聞きになっておったかどうか、それをひとつ知りたい。

○松永(勇)政府委員 本件につきましては、けさほど先生からお話があつて、私もいままでは存じませんでしたので、大阪の財務局のほうに至急照会いたしました。いままだ調査中のところでございますが、いままで調べた限りにおきましては、本件については財務局は事情をよく知らなかつたということが実情のようでございまして、計報告がなされるようになっておる、このように私は思ふのですが、その点どうでしょう。

○松永(勇)政府委員 私のほうで国会に提出いたします国有財産の現在額報告書というものを、全庁のものを取りまとめておりますが、その際に無償貸し付けをいたしましたものにつきましては無償貸し付けということで報告が参るわけでございます。本件につきましては、それがその中に報告になつてゐるかどうか、ちよつと正確につかんでおりません。

○北側委員 毎会計年度そのような国有財産は全部報告をとる、このようにいまお話しになつておられるわけですが、そうしますと、このPL教団がここを整地し開墾し出したのは昭和三十三年ごろから大体三十五年、三十六年には練成会館というつばな建物が建つております。また三十二年当時には青年道場というよりつばな大きな建物が建つております。また宝生病院ですか、そういう病院も建つておるわけですか。そうしますと、すでにそのときから里道、水路、そのようなものが逐次されておつた、不正使用されておつた、このように見ても私は間違ひないのではない

か、そのように思ふのです。その点どうでしょう。

○西村国務大臣 事務当局の話によりますと、十八年から三十八年の間に教団が民有地を買収した、したがうして、その間にいろいろ、道路法に基づかない、その資格のない道、里道があり、また道路法に基づく道もあつたと思うのであります。したがうして、いまから申し上げますと、その所管であります大阪府と教団との間の話し合いがどう行なわれておつたのか、なかなか教団が話を進めようとしていなかったのかあるいは大阪府も怠慢であつたのかもしませんが、現在におきましては、大阪府もこれに対して非常な関心を示してやつておるようだし、教団もその話し合いには応ずるといふような態度を示しておるものでございまして、したがうして、用途廃止になりますれば、それはつきり国有財産にもなりますから、今後は非常にスムーズに進捗していくのじやないかと思ひます。ただまだ買収しない民有地等もありまして、どこまで道を廃止するかというようなことは、現地での関係当局はよく話し合ふなければならぬと思つております。教団が悪意を持つていろいろやるのだったら、これはまた別な方策をもつて臨まなければなりませんけれども、教団が話し合いに応ずる、こゝういふおりにますから、私たち監督官庁といたしまして、現地を督促してこれを整理したい、かように思つてゐる次第でございまして。

○北側委員 私は教団が話し合いに応ずるのは当然であると思ひます。すでに十年近く土地を買収して、そして里道、水路をつぶして話し合いに応じないようなばかなことは、これは常識で考えたらできないわけですか。

それからまた、民有地がある、このように言われますが、私の調べたところによりますと、その民有地というのはごくわずかです。あの大きな七万坪からある中でほんのわずかが民有地に残つてゐるだけです。あとはほとんどPLの敷地になつてゐます。昭和三十七年申請が出た、また境界の

確定が三十八年、このようにおつしやつておられました。三十八年境界決定してからすてにもう四年たつておるわけですか。そのようなものであるならば四年間何をやつておつたのかということをおしは言ひたいわけなんです。またいままでそのように整地して使用されておつた里道、水路はやはりさつと一万五千平米、四千坪、これのいままでの使用料、このようなものは一体どうなるのですか。

○鶴海政府委員 里道のうち廃止できるものと廃止できないものがあることは先ほどお話しになつたのとおりであります。どの範囲で廃止すべきかというの、PL教団の買収進捗とあわせて検討しなければならぬ事項であつたわけでございまして。といひますのは、その区域全体が買収されて一団の土地になりますれば、その中の里道は将来用がないわけでございましてから全部廃止にできるわけであります。そういう関係で買収の進捗等ともならみ合わせて、廃止できるもの、廃止できないものというのをきめ作業に非常に手間どつたといふのが実情でございまして、現在、この区域の中に里道が一萬三千五百三十四平方メートルございまして、そのうち一萬二千四百三十三平方メートルにつきましては廃止いたしました。残りはその区域の中に介在いたしておりました。従来からの買付民地ということで、引き続き国有財産として管理いたすということにいたしました。

○北側委員 これは順序が逆になつておるのです。まずその用途の廃止手続を行なつて、それから買収するならば買収して、整地して、ゴルフ場なり何なり建てるのが当然であるわけですか。用途廃止の手続も行なわず、そのままですてに一部はゴルフ場、全部敷地内でさうがしてある。これで完全な不法占拠だと私は思ふのです。順序が逆になつてゐると思ふのです。これはもう幾らこゝで私がお話し申し上げても明らかになつたことはいはした方ありませんが、すみやかにこのことはやつていただきたいと思ふのです。

これといふ一つお聞きしたいことは、けさほど大蔵省国有財産課のほうに私お話し申し上げたのですが、富田林の新堂の二千七百七十二番の二、ここに五畝三歩、また二千七百七十四番の二は二畝二歩、また二千七百七十五番の二は三畝二十一歩、二千七百七十六番の二は三畝二十五歩、私、法務局に行つて調べますと、このようにすると国有財産として残つておるわけですか。これを地図の上で私記入してみますと、このように国有地がこま切れの用地になつてゐるわけですか。登記上では財産として残つてゐるわけですか。この財産につきまして現在どのようになつておるか、それをちよつとお聞きしたいと思ふのです。

○松永(勇)政府委員 ただいまのお話をけさ承りまして、地域の財務局と電話で一応応答したわけでございまして、ちよつと正確にわかりかねるのでございまして、いま先生が御指摘になつた土地は昭和七年に内務省名義の登記になつております。大蔵省としてはこの財産はまだ管理いたしておりません。けさ調べたところによりますと、どうもこの土地は昭和七年にこの地区に道路を建設する際に旧内務省で一括購入したものでないかと思われまして、もと道路の敷地あるいは道路の敷設に関連して買収したといふふうに考えられるわけですね。現在はその道路を他に付けかへる行なわれてゐます。したがつて、旧道路敷になる土地ではまだ建設省が所管をしてゐる。この道路が廃止された場合には、この道路の敷地をどう処理するか。これは道路法九十四条の一項によつて処理が行なわれることではないか、こゝういふふうに思われるのでございまして、何ぶんにもけさ聞きました電話で確かめたので、正確にそのとおりであるかどうかといふことはまだ確認はしておりません。

○鶴海政府委員 ただいまの松永局長の答弁に若干つけ加えておきたいと思ひます。ただいま先生が御指摘になりました地番の土地が全部もとの道路敷であるかどうか確認しておりますが、あの土地におきまして、大阪府道の堺―富田林線というのが拡張になつた際に国有地

になったのだからと思ひます。この大阪府道界一富田林線につきましては、昭和三十六年に、問題のゴルフ場等の建設に伴ひましてつけかえを行なつております。その際に道路法上の交換手続が終つておりました、土地が国有地で登記されておりましたけれども、実際は国のほうではなくて新しい道路のほうに国の土地がいつておるわけでありました。ただ登記法上の手続がはくれておるといふのは事実であります、相当部分は登記の手続は終つておるのでありますけれども、新しい道路敷地になりましてところの民有地の相続関係等がありまして、交換の登記がまだ終つてないといふのが数筆残つておるといふに聞いております。したがらしまして、登記の手続ははくれておりますけれども、国有地として登記されておるその土地につきまして、もはや国が所有権を持つておるといふ状態ではないわけでありました。

○北側委員 道路を交換した、このようにおつしやつておるわけですが、その交換するについては、これは当然建設省の行政財産だろと思ひます。または一度これは大蔵省に戻して、そしてPL教団と交換すべきだと思ひます。そのように法律ではなつておるのですが、その点どうでしょうか。

○鶴海政府委員 この点につきましては道路法の九十二条四項に特別の規定がありまして、道路管理者におきまして関係当事者の同意を得た上で交換ができる、もちろん差額等ございすれば金銭調整の問題が起りますが、交換ができるように規定されておりました、その規定によりましてすでに三十六年に交換が終つておるわけでありました。

○北側委員 三十六年に交換が終つておりました、私が一週間ほど前に調べに行つたときにはいまだに国有地になつておる。これではだれが見ても、もう六年になつておるわけですから、国有地であると思ひのは当然だろと思ひます。またその上には車庫も警備室も全部建つております。また一部はPL教団の野球場にもひつかかつておる

ます。また大きな私道の中にも入つております。現在かよになつておるわけですが、かようなこま切れの土地が昭和七年に道路として購入されたといふのはどうも納得できないわけですね。これは法務局の完全無欠なものを私はそのまま写してきてたのです。道路敷にするようなあれではない。しかもそれが交換されて登記が終つておらない。このような実情を見ますと、PL教団がなぜそのような登記をなさないのでか、これはわからないのですか。

○鶴海政府委員 登記手続が非常におくれておりますことは遺憾でございます。ただ、新しい道路敷地につきましては、そのもとの所有者の相続関係等が複雑な例がございまして、登記がおくれているという報告を地元から受けております。こういうことはほうつておくことはいいことではございませんので、登記手続の促進につとめたいと思ひます。

なお、登記がおくれておりますけれども、所有権は変わつておるわけでございます。ただ登記ができないために第三者に対抗できないという問題はあらうかと思ひますけれども、国有地と書いてありますけれども、もうすでに国有地ではないといふことになつておりますので、新たに取得した者がその目的に使用なりその他に使用なり、これは自由でございます。

○北側委員 この問題につきましても、私はこのように思ひます。と申しますのは、富田林一界線、あそこはそう交通がひんばんな場所ではないわけですが、ところが、昔の府道というのは幅員が非常に狭くて、狭いといひましても、交差するような幅員は十分あるのですが、今度の分はずいぶん広い場所をとつてなされておるわけですが、これはもう当然府のほうがかの工事はやつたと思ひますが、そこらの問題についても、これは疑問を抱けば抱けるような状況ではないか、私はこのように思ひます。

いづれにいたしましても、そのような問題が、この土地収用法の一部を改正する法律案、これを

見ますと、当然土地所有者にとつては開発利益といふものが周辺部にあつてもいまだに比べると非常に少ないわけですが、少ないといふよりもむしろ、事業認定時から裁決時まで平均約三百日、このように聞いておりますが、その間うんと開発利益が出てくるわけですが、その当時に比べますと、土地を収用される人にとつては幾ぶんか不利になつてくるわけですが、ところが、ある一面では、そのような公共用地がござんたことが行なわれておる。これでは私は相ならないと思ひます。私はあくまでもそのような問題につきましては、公共用地、これはもういままでも国有財産の問題についてはたびたびいろいろな事件が起つてきておるわけですから、特にその管理をなさる方は、私たちがちりと管理をしていただくと思ひます。国民大衆はわずかに五坪か十坪の土地を買いに汗水をたらして、そうして食ひたいものも食ひないでそういう土地を買つておるわけですが、いわゆる公共用財産はそのようにござんた管理をされておる。一方では、公共事業の推進のために土地収用法の改正案が出てきておる。全く私は矛盾しているんじゃないかと思ひます。この問題につきまして、一体これは府が責任があるんですか、それとも、どこが責任をとるんですか、一体こういう責任は。

○鶴海政府委員 府道管理につきましてはもちろん府でございます。なお、里道等の法定外の公共用財産につきましては、これは国の財産というところになつておりました、その管理は都道府県知事に委任いたしておるわけでございますが、国有財産の管理の一端としてやつておるわけでございますから、これは国の責任だと思ひます。しかしながら、この公共用財産のうち法定外のものにつきましては、それは種々雑多なものがございまして、非常に件数も多いわけでございます。現実の問題といひまして、都道府県の現在の体制をもつてして十分な管理ができる状況にないといふことは十分認識しております、検査院におきまして、その問題をどう処理するかといふことを研究

しておられますし、建設省におきましても、調査費をつけて実態調査をいたしました上で、将来立法が必要でありますれば立法もしていきたいといふことで、管理の強化をはかつてまいりたいと思ひます。さうような考えでつとめてまいりますので、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○北側委員 では、最後に、公明党のほうは、御存じのとおり、住宅難の解消のために公共用地を利用しない、このように私たちが言つておるわけでありまして、いま官房長が言われましたとおり、国有財産、この問題につきましては、各所管によつてもこれはもういづいぶんばらばらになつておるわけですが、そういうあれをできるならば台帳だけでもはつきりとつかんで、そうしてその土地利用計画、これを完全に私は行なつていただく、このように思ひます。

どうかひとつ、きょうはいろいろ質問いたしましたが、この点につきましてあくまでもこれは私は、建設省及び大阪府、これは知らなかつた。知らなかつたからおくれたのか。この問題につきまして、いづれにしても、これはもう土地の不正使用です。ゴルフ場というものは、これは金もうけになるのですから、こういう問題をしっかりとつと管理をしていただく、このように要望いたします、私の質問は終わらせていただきます。

○森下委員長 関連質問を許します。小川君。

○小川(新)委員 いまままでの話は要約は出たのですが、これはPL教団の不当占拠と認めますか。

○鶴海政府委員 この問題は、これは私のほうで調べました範囲におきましては、手続は先ほども御指摘ありましたように逆になつております。供用廃止をいたしましてからゴルフ場にするなり何なり使用をいたしたことがもう当然のことでございますから、手続が逆でございまして、そういう面におきまして正當ではないと思ひます。

○小川(新)委員 そうすると、重ねて申し上げますが、不当占拠であるとして処置していくわけですか。

○鶴海政府委員 違法な状態にあるわけでございます。

○森下委員長 この際、午後四時十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

その後四十一年、昨年までの間政府はあまり目ぼしい地価安定施策というものを国会に出してまいりませんでした。しかしながら昨年土地収用法の改正をまた出して、しかも認定時価格でもって収用しよう、こういうふうな収用権の強化をやつてこようというのについては、三十九年の院議を無視するわけにいきません。

て、いや、食い逃げは絶対にいたしません、こういうことでございましたが、昨年は残念ながらそれが食い逃げになりました。土地収用法は通つたけれども、租税特別措置法は廃案になった、こういうことです。土地収用法は、なるほど衆議院は通過いたしましたけれども、参議院で租税特別措置法と一緒に廃案になりました。しかもし

か、その所得について税の優遇措置を講ずる、こういうことだけ皆さん方におはかりをしておるわけであります。私、いわゆる土地の税の問題あるいは今後問題になるだろうと思いますが、そういう問題について早急の間にもきめたいことでございますけれども、過去の御批判の経験等に徴しまして、やはりこれは慎重にやるべきだ、いまの収

にたいへん御迷惑だろうというので、今回はその点だけ実は触れたのであります。

私はこの土地というものが、いろいろな見方がされたいと思ふけれども、私有権、そういうものは尊重されなければならないのですが、土地に關する限りいわゆる不動産というよりも、建物に別にして、土地の場合、これは人間の生活から見まして、その基盤をなすものだ、これはなければならぬ。しばしば言われることですが、どうもあの議論は地についていないとか、どうも土地と離れていゝのではないとか、地と離れていゝのではないとかという表現があるように、土地はほんとうに不可欠の基盤だ、こういうことを考えますが、同時にそれが非常な公益性がある、また公共性がある、そういう意味で私有権の万能とかりに申すが、やはり公益性、同時にまた公共性、それを十分考へて使われないといけないのではないか、実はそういうふうに思ひます。

ただいま話を極限されてお尋ねでございますが、経過はたいへんよく御承知のとおりでありますし、私自身も三十九年にどんな決議がなされたか、これもよく知っております。今回はその決議の趣旨を尊重して、所得についての一つの方法を考へてみよう。それも土地の特性、それから十分考へて、これが効果を十分發揮するよう、またその所有者自身が特別に非常な損害を受けることのないように、どちらかといえば優遇措置をとるべきではないか、かように思つております。

その他の問題について、これは税制調査会のほうでも各方面の御意見を聞いて慎重に決定すべきものじゃないか、かように私は考へます。

○岡本(陸)委員 いまの総理のお答えによりますと、前回の参議院で非常に反対が強かつたから成立しなかつたということでございますけれども、これは野党の反対で沈没してしまつたのじゃないのです。与党の参議院のしかも建設畑出身の理事諸君の反対、しかも野党のほうは祝日法案を強行突破されました。だから、ちつとも佐藤のやろ

う、痛い目に会わしてやれということですから、そしてまたそういうことが予想されていゝから、それに対する準備工作としてこの審議の引き延ばしをしていくということは当然考へられる。それに便乗してアベック闘争をやつておつたのです。経過は御存じだと思ひます。衆議院でわれわれは土地取用法の成立にこれだけ協力してゐるのに、参議院の連中は何をしておるのだ、アベックでもって審議サボタージュをやつておるではないかということをおぼしめした。参議院に申しましたら、田村委員長かんかんになつておつて参議院にどなり込んでいきました。そういう経緯もあつて、衆議院の大蔵の諸君、さらに参議院の建設の諸君が相呼応してこの法案をつぶしたのです。だから土地資本、土地ブローカーの圧力が相当あつて、この法律案の開發利益の吸収という問題は難航するというふうにある程度私は予想しましたから、私は佐藤総理に念を押したのです。そしてまたそういうことがないようにということ、ちよつとでも早く地価を安定させなければならぬ、それに役立つならば土地取用権の強化も協力しよう、こういうことで、衆議院は与野党で一致してこの法律案を成立させようとして努力してゐたにもかかわらず、衆議院の大蔵と参議院の建設とが寄つてかかつてこれをつぶしてしまつたのです。だからそういう意味で、私は前回総理としてのあなたにお尋ねしたのはなしに、自民党の總裁としてのあなたに、この法律案をつぶすようなことはしないでしような、また片一方、租税特別措置法を開發計画に適用して、これは別のなにをすれば、いわゆる上がつた分を吸収するという土地の増価税、この土地増価税的な税制を必ず成立させてもらへるなどということをおぼしめしたのを押したのです。だからそういう意味では、佐藤總裁としてのあなたとした姿勢をもつてやつていただかなければならなかつたと思ひます。しかしながらあつたあつたの国会のことでございますから、混乱した国会で流れたということはやむを得ないといひましたけれども、今国会に提出されるにあ

たりましては、やはりあれだけ与野党の議員を代表して私がこゝで御質問申し上げ、それに対して——いまおつしやる優遇措置は取得を容易にするために、また土地を提供した人に対するところの優遇措置であります。そして公共事業、たとえば道路が敷かれる、鉄道で駅ができた、そういうことに伴うところのその周辺のばく大な地価の値上がりというものをやはり抑制しなければいけません。そういうような措置の一つとして、開發利益の吸収としての特別措置法が出てまいつたのでありますから、今国会では当然それは出てくるもので、出していただかなければならぬものと思ひ得ておりましたのに、単に参議院の反対がきつておつたからやめた——しかし参議院の反対がきつておつたのは、いま私が御説明したような土地資本の暗躍によるところの、これはおしかりを受けるかもしれないが、やはり黒い霧がただよ

う中で廃案になつてゐるのです。それを今国会でもそのまゝ提案してこれにないといふことは、私は非常に残念に思つてゐます。また先ほどの総理の御答弁は、私のお尋ねいたしましたことに対するお答へになつておらないように思ひます。で、もう一度お答へを願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いまのお話、これはもう私と岡本君とあまり食い違つてゐると思ひますが、どうも、いまこゝで申したものは、だれがどうこゝろしたという責任を言つてゐるわけじゃないです。とにかく衆議院で、私は岡本君にも誠意をもつて私の決意を披瀝して御協力を得た、かように確信してゐます。

ただいまお話しのように、この問題はさういふ入り組んだ問題がございました。これは必ずしも黒い霧云々ではないだらうと思ひますけれども、新しい行き方でございますから、関係方面からいろいろな意見の出るのもつともだと思ひます。しかし私は今回御審議をいただく場合に、い

ま問題になつております税の問題、これは全然放棄した、こういうのはございせん。ただ、もつと慎重に、ただいま申しましたように税制調

査会に十分はかつて、そしてみんなが納得いくようになりつたものを考へよう、こういうことを実は申してゐるのであります。

きょうも物価安定推進會議、それに実は先ほどまで出ていたものであります。これがいろいろ各部会では中間報告をしてありますが、その中の第三部会ではやはりこの土地が問題になつてゐる。これは御指摘になりましたように、物価にたいへんな関係のあるものなんだ、しかも今日どうも政府自身が公共事業だといふ名目でつり上げてやせぬか、こういうたいへんなおしかりまで受けて、いまそこからおひまをもらつてきたばかりでございます。しかしこれといふ名案が実はあつたわけじゃないでございます。しかしただいまの中間報告でありますから、土地の扱い方についてのいろいろの不都合が現状では次々に起こりやうといふ点の御指摘であります。

これはいま岡本君が御指摘になりますように、私は適正な妥當な税制と結びつけて初めてその公益性、公共性が生かされるのじゃないだらうか、かように実は思つております。そういう意味でございまして、私はこの際土地の開發利益、それに全然目をこらして通すという考へ方ではございせん。その点は、私の答へがあるいは不十分で誤解を招いたかも知れませんが、積極的に土地の問題に取り組む税制、ことに物価に關係を持つ地価、こういう観点に立ちまゐつていろいろ税制を——ただ単に売却所得だけでなくあらゆる面からひとつ税制を検討しよう、かように実は考へておるのであります。その点では、あるいは時期的にややおくれてゐるんじゃないか、同時に並行してなぜ出さないのか、こういうおしかりは私も受けま

すけれども、全然やらない、こういうものではないことだけこの際重ねてお答へしておきます。

○岡本(陸)委員 いまのお答へによりますと、とにかく開發利益を吸収するといふ税制が必要であるといふことは総理としてもお考へになつていらつしやる。しかしながらその手法その他につい

て検討した上で税制調査会に諮問するなり、もつと十分な措置を講じた上で提案したいというふうに理解してよろしくございませう。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりでございます。

○岡本(隆)委員 しかしながら地価の値上がりは非常に国民経済に大きな影響があるという点、それからもう一つ、国民のほとんどの人が住宅に困つておる、というところは土地に困つておるということですね。だからそういう意味においては一日も早い解決がなくてはならない。相当急がれる問題であらうと思われましてございませうが、委員会に諮問いたしましたその審査がのらりく

らりであつて答申がなかなか出ないというふうなことであつても困ります。あるいは答申が出ないでも骨抜きになつてしまつたのでは何にもならない。たとえはこの間の本会議における御答申を承つておりましたも、政治資金規正法の審議会の答申は小骨一本抜きません、こう総理は大みえを切つておられますね。ところがわれわれの見方からすれば、小骨どころか背骨まで抜かれておるというふうなものでありまして、しかも大骨まで抜かれておるじゃないかということに対して、抜かれておるじゃないか委員会が審査せよ、こういうふうな御答申、きわめて人を食つたふまじめな御答申でございませう。だからいまお約束をされても、私どもの心配いたしますのは、そういうふうな税制の改革の諮問に対する答申が税制調査会から出てまいりまして、総理のほうで、総理のほうでいろいろと語弊があるかもしれないが、政府のほうでいろいろの方面の圧力でまた大骨、背骨まで抜いてしまふというふうなことにまでされたんでは、これは国民の側からすればたまらぬと思つてございませうが、その点は税制調査会の答申を十分に尊重するといふよりも、もう答申そのまゝずばりて実施する、こういうふうにお答えを願ひますかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 政治資金規正法に対する答申がふまじめだというおしかりを受けましたが、それとこれとは結びつきはないのでございませう。

この土地の問題ではいま言われます宅地、これが大体足りないのだ、そういうところでこの決議にもありますように、やはり積極的に宅地の造成もしなければならぬ。もう一つは、やはり土地の利用計画を立てないで税だけで云々いたしまして

も実は困る、こういうものでございませう。したがつて、いま別途皆さんに御審議いただくこととする都市計画法なるものも法案を急いでございませう。要綱はもうすでに閣議決定しました。そうしていまここで議論しておりますこの税の問題、こういうものがやはり並行されて考えられなければならぬ。そしてたゞいままで税制調査会というものを私どもほとんど尊重してまいつておりましたから、いままでずばりそのまゝやつておりました。それを変えたのはきわめてレアケースだ、かように実は思つております。この前特別な経済事情から特別措置をとつたことはございませうけれども、その他の場合につきましては全部全面的にそのものずばりというものでございませう。これは、もとに地価の問題は一般物価に影響する。今日一番問題は物価の問題ですから、そういう意味で積極的にこの問題と取り組む、そういう意味では岡本君たゞいま御指摘のとおりだ、かように私は思つております。ことに大蔵大臣、建設大臣も同時に伺つておりますので、私の気持ちはよく両大臣も理解してくれるものだ、かように思つております。

○岡本(隆)委員 もう一つ、地価の抑制にはいまの開発利益の吸収だけでは――なるほど開発利益の吸収は買ひあさり買ひ占めの防止にはなるので、土地でもうけようと思つて買つたところでその値上げ分の利益をこそつととられれば、土地を投機的に買ひあさるということが無意味になつてまいりますから、そういう意味では非常に役に立つと思ひますが、同時に、土地を持つて置かんと遊ばせておる人たちが非常にあるわけですね。六月二十三日の毎日新聞の記事ですが、これは、「新駅をつつたが街づくりはさっぱり」という記事。総理もごらんになつたと思うのです。中央線

の東小金井で国鉄が駅をつつた、そうすると宅地として開発されるのはそこから数百メートル離れたところだけがだんだん宅地化されていって、駅の周辺の便利なところはばつと地価が三千倍、五十倍に上がつてしまつたから買ひ手がつかない。呼び値が高いから買ひ手がつかない。だからそこそこはペンペン草がはえて駅の周辺は土地が遊んでおる。そうしてはるかかなたに町づくりが行なわれる。これは新小金井の例だけではございませう。至るところでこういうふうな現象が現在出ております。だからこういうふうな土地の売り惜しみというふうなものを防止する、そして便利などところほど早く開発するべきである。だからそういう意味では土地の有効利用を促進するといった形の制度をつくらなければいかぬ。そういう観点からいへば土地利用促進税という制度、たとえば宅地審議会なんかの答申を見まして、そういう土地利用促進税をかけるべきだ、それは国定資産税を農地も宅地並みにかけるべきだ、あるいはまた時価を適当に評価して、その評価並みにかけるべきだというふうな意見が出ております。そうしてまた、先ほど総理がお話しの都市計画法の改正の考え方の中にもそういう考案が織り込まれておるわけですね。だから土地利用計画は何のために立てるのだ、これはやはり空閑地というふうなもの、その定義を容易にするためという考え方方も一つはあるわけですね。そういう意味においてはやはり土地利用促進税という制度をつくる必要があるのではないか、そしてまた財産としての土地の特色には、いまの日本の土地に対する固定資産税というものは非常に安い、管理費がかからない、さらにまた土地というものは腐つたり変質したりしないというふうなことから、金を土地にしておけというふうなことでじつと土地のまゝ値上がり

を待つというところが行なわれておりますから、したがつてそういう形のものをあわせて考えていただかなければならぬんじゃないか。現にいまの宅地審議会の答申の中にはそういう構想が入つて

おるのです。そういうことはやれます、やるべきだ。最初の建設省がつくりました都市計画法の骨子にもそういう制度が織り込まれております。政府部内からもそういう声が出ておる。至るところにそういうものが世論として定着してきておる、こういう段階になつてまいりましたから、単に開発利益の吸収といった形だけでなくて、二つの方針をあわせて行なうことによつて地価の安定に大きく働きかけていただきたい、こういうふうな思ひでございませうが、総理のお考えいかがでございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 これが三十九年の決議の趣旨だ、かように私理解しております。たゞいま言われまふように、やはり土地の利用計画を立てなければ何が空閑地かという問題はすぐ議論になりまふから、たゞいま御指摘になりましたとおりにはやはり空閑地に定義を与えるために、利用計画を立てる。そしてあつて利用を進めるためにいまのような税などもいろいろ考へざるべきではないか、というわけですね。これは先ほど税制調査会に諮問しよう、これは簡単に税をとつてもそれだけでは価格に吸収されて買ひ主が払うんだ、負担するんだ、こういうふうな議論もございませうから、そこからはやはり利用計画をきちんとして、そしてその上でいかにすれば安定するか、こういう方向で掘り下げて検討しないと、なかなかいかにないんじゃないか。これは、そこからは専門家にまかしたほうがいいんだ、実はかように思つて大蔵大臣ともいろいろ話してあるような次第でございませう。

○岡本(隆)委員 この空閑地税構想ですね。これにつきましても、前の福田さんあるいはその前は田中角榮さんなんかも予算委員会に議論いたしました。いつの場合にも空閑地の定義がむづかしい、こういうふうな逃げ口上なんですね。しかし私に言わしめたら、とにかく遊興飲食税というふうなきわめて捕捉しにくい税金でもとつておる。それから所得だつてなかなか佐藤総理の所得は捕捉できてない模様でございませうが、しかしながら、

なかなか捕捉困難な所得も税務署はちゃんとしょりず捕捉いたします。目に見えて遊んでいる土地、それが空閑地なりやいなやの認定問題、これは査定委員会をつくって、審査機関をつくって審査すれば容易に捕捉できるのです。それをあえて空閑地の定義が困難だとか捕捉したいとか、そういうようなことは理屈にならぬと思う。理屈にならぬ理屈を並べて、いままでは大蔵当局はこれをことさらに避けてまいりましたが、しかし大蔵大臣、いま総理のそういうふうな、先ほどのような御答弁がございましたし、もう従来の大蔵大臣とは少し姿勢を変えていただけるのではないかと、こういうふうに期待するのでありますが、いかがでございますか。

○水田国務大臣 いま総理がお答えしましたように、この土地に対する税金の問題は、一括税制調査会に特別部会を設けてここで十分に検討してもらうという方針をいましてあります。と申しますのは、いままで確かにいろいろな空閑地税とかいうような構想が出てきましたが、私はやはりこの前の国会でこれが通らなかつたことも、実際はこの法案が未熟だったためというふうに考えております。と申しますのは、土地が非常に高くなるということは、国民経済にとって非常に大きい支障になる。ですから地価を上げるといふことは、国民経済のために避けなければならぬ。地価を下げる、上がらないためにどうするかといつたら、結局は土地の需要に対して供給をもつてこれを調整すること、安価な大量な土地を供給するといういわゆる土地対策をどうするかというものがどういふことであるかということ、ここで考え直さなければいけないのじゃないかと思ひます。従来は土地利用の効率化とか土地の流動化の促進、こういう立場から土地に対する税金というものを検討したことが実際にはなかつたということでございますので、はたしてこの土地に対するいまのような譲渡課税方式をただ強化するというようなことでは、土地を安価に供給することと矛盾しないか

という問題が現実には出ておりますので、極端なことを言つたら、税制をさわらぬほうが土地は流動化し得るということも言えるというふうなことから、いろいろな批判が出ておりますので、この際、土地を供給するという立場からの土地対策と、この具体化の過程で、同時に土地対策という面から税制をどうしたいかということをはつきり一つのテーマとしてこれを税制調査会で取り扱つてもらう。私はこういう考えでございます。で、今度そういう角度から検討された税制については、私どもも十分尊重してこれを取り上げることでございましょう、そういうふうに考えております。

○岡本隆委員 どうも大蔵大臣の御答弁は非常に回くどくて、頭の悪い私にはわかりにくかつたのですが、しかし、私がお尋ねしていただきますのは、地価安定策としてなるほど国がいろいろ土地の大量供給などをすることはもちろん必要であります。売り惜しみや買いあさりというものをなくさなければならぬ、その買いあさりをなくするためには、思ひ買いをなくするためには、譲渡所得税の強化ですね。それから売り惜しみをなくするのには、はき出させる方法をやる、土地の管理費を高くする、それにはやはり遊ばしている土地について固定資産税を特別に高くするという方針を考えなければならぬ。これは通説になつてゐるのです。そんなもの、地価問題のことを書いたいろいろな論文をお読みになつたら、どれだつてみんなそれを書いてゐる。だから、そういうものから従来の大蔵大臣は逃げ回つておつたが、あなたは逃げにならぬでしようかと聞いておりますから、逃げませんとはつきり言うてもらへばいいのです。

○水田国務大臣 いま通説になつてゐると言われたのですが、それが通説ならその心配はないと私は思つております。現に需給のバランスがくずれてゐる。こういう形の上に立つての税制ということになると問題でございまして、土地が需要を満たすだけ供給されてゐるといふよりなときには、税制によつて相当これを促進することはできると思ひますが、このバランスがとれていないための土地の値上がりが出てゐるときに、その基礎条件を整えないで税制の強化といふことをやつたら、これが流動性の促進になるのか、逆に売り惜しみになつたり、売られる場合には税金が全部地価に組み入れられてゐるといふ現象が起こるか、そういう問題が出てきたので、税制以前に根本の対策が必要だ、これとからまなければならぬといふことを私は申してゐるので、いまのままにいて税制の強化をやつても、私はあなたの所期するよう効果は出てこない、これを心配しますから、そういう問題の研究を進めて、土地に対する税制の問題を取り上げたい、こう言つておるのでございます。何も逃げてゐるわけではございません。

○岡本隆委員 いまの総理の御答弁と大蔵大臣の答弁と食い違つております。総理は、買いあさりや売り惜しみをなくするように、税制についてはいまの税制調査会に諮問して善処していただきたいというふうな意味のことをお答えになつてゐる。ところが大蔵大臣は、そんなことやつたかどうなるやらわからぬ、地価の安定に役立つのやら、役立たぬのやらわからぬ、こういう御答弁です。二人がそんな食い違つた答弁をされておつたら、五時に総理に電話があるとか、よそからかかつてくると言われますけれども、そんなのにはこつちから電話をかければよい。そんな食い違つたことを言われておつては、総理に退席してもらひわけにはいかぬ。

○水田国務大臣 食い違つてゐるわけではございません。そういう意味ではございません。たとえは条件が整わなくて売り惜しみにしておればおるほど土地が上がつてくるという状態に置いたら、税の追い打ちをかけたらだめだ。だからこれを売り惜しみにしたらだめだ。そのほうが供給してくるからこれ以上がんばれないといふ、そういう条件をつくつていくことが土地対策の根本問題だ。そういう意味で利用計画もつくらなければならぬ。

○岡本隆委員 私が申しますのは、それじゃ税制の問題はまた後ほどもう一度議論するといひまして、とにかく土地利用計画を策定しなければだめだ、総理はそういうふうにおつしやいました。が、きょうこんなにおそろから委員会を始めたといふことは、これはわれわれ早くから与野党の理事情間で約束があつたわけですね。土地収用法の審議に早く入つてくれ、こういうことでございまして。私のほうは、土地収用法が地価対策として出されてきた、そのことは提案理由の説明にもはつきり書いてあるわけですね。提案理由の説明の冒頭に、地価対策を逐次実施しつつあるが、その一環として、用地取得の改善をはかるために土地収用法を出した、こういうことですね。だから地価対策として土地収用法が出てきたのなら、地価対策としての他の部隊を一緒に連れていらつしやい。それには税制があります。土地利用計画があります。そのことははつきりともう衆議院の院議にも、決議でもきめられてゐることである。ですから、それを一緒に出していらつしやい。こつちから、こつちから、片一方はオミットになつておる。こつちからは出せない。しかし、総理の御答弁のように、調査会の諮問を待つてつぱなものを出したから、一年待つてくれ、こういうことでございまして。もう一つは、土地利用計画策定のための都市計画法は国会に必ず出す、こういうお話をございしました。しかしながら、私はそのとき心配したんです。とにかくいまどきに、かたかなで残つてゐるところの法律といふのはこれは改正が非常に困難な法律ばかりです。だから、それをひらがなで直すなんてことはなかなかそんな簡単にできようはずがない。これは河川法も同じことです。だからそのような作業がはたして国会に行なわれるかどうか私は心配をいたしました。

た。だから、よろしい、それなら都市計画法を出して、それなら、その顔を見てから採決に
応じる。それから、審査に入ってくれというの
なら、われわれはそれのために国会へ出てきて
るんだから、審査に任せよう。しかしながら、都
市計画法の国会への提案、都市計画法の顔を見
ずしては採決に任せよう、よろしいな、そうい
うことを条件に審査に入つたわけです。そして
今日まで審査を続けてきているわけです。待つて
いても待つていても都市計画法は出てこない。与
党の理事さんからはやいのやいの催促ですわ。し
かし、それから早く都市計画法を出してこいとい
うことから、どうにもならぬから、大綱の閣議決
定でしんぼうしてくれ、こういうことで大綱の閣
議決定が行なわれ、それに基づいて金曜日には採
決に任せよう、応じてよろしい、しかしなが
ら、それは総理からはつきり約束してもらわ
ぬと困る。つまり、三本立てで、土地収用法―
耕地制度もありますが、それは別にいたしまし
て、土地収用法と税制と、それから都市計画法と
三本立てとするなら、とにかくそのあとの残り二
本の柱について、必ずその柱は立てます、だから
今国会に必ず提案いたします、こういう総理から
の言明がなくてはとも採決には応じられませ
んということから、けさ総理に来ていただとい
うことになっておつたんです。それがいま時分に
延ばされちゃって、総理の御都合で延ばされて、わ
れわれはなほ迷惑なわけでございますが、しか
しそれにいたしましても、とにかくそういう経過
で本日総理に来ていたいておりますので、だか
ら、都市計画法は必ず今国会に提案できるか。そ
れはもうできないんだというふうなことでなし
に、それはできないんだからしうががないん
と云われたら困るんですね。必ず提案されますかど
うか、それをひとつ総理から御言明をお願いした
い。

私は、そこで、いま岡本君たいへん御協力いた
だいておりますが、いまの土地収用法、また都市
計画法、税制、こういうものはとにかく三つとい
いますか、あるいはそういうものはそろってやら
なければならぬ、これはもう確かにそのとおり
だと思ひます。しかし、その他のものができない
からそれまで土地収用法も待つて、こういうこと
になると、いつもおそいほうに何もかも足を引
けられるということになるのです。ところが、いま
の物価安定、土地の価格安定、これはたいへん急
を要する問題だ。そうすると、やはりできたもの
におくれているものを引き上げていくという、こ
ういう努力を政府はもちろんです。また与党もそ
ういう立場でございしますので、いまの基本的な線
に御賛成をいただければ、ひとつ政府を鞭撻して
いただいて、ただいま私が法制局長官と話し合
つたように、どうかおくれられているものを引
上げていく、こういう方向で御協力を願いたいと思
ひます。たいへんありがとうございます。

○岡本(隆)委員　そこで、都市計画法の大綱を見
ますと、市街化区域、開発地域ですね、それから
市街化調整区域、開発を抑制する地域とに分け
る、こういうことでございしますが、これは開発抑
制地域になるというところは非常な私権の抑制に
なつてくるわけですね。だから、そのことが当然
というふうには総理はお考えになればこそ要綱を承
認されたと思うのです。そういうことになれば、
一応土地に對するところの私権の抑制というものは
今後相当強力に進められてもやむを得ない、こ
ういうふうに考えられますから、総理はそういう
ふうな土地というものの性質についての性格について、
私権は相当押えらるることはやむを得ないとい
ふふうにもう今日では腹をきめられたのか。

○佐藤内閣総理大臣　私は、私権が制限されても
やむを得ない、かように私は思ひません。た
だ、先ほど来申しますように、土地の持つ意義と
いうか、その価値というかそれは、やはりその公
共性、公益性、これを生かさなければならませ
ん。そういう意味で公共性、公益性、これはこ
ていなる御審議をいただいております、そういうこ
とが世論を形成していると私は思ひます。したが
いまして、かつてのように所有権万能、こういう
考え方ではなくて、やはり公共の用に優先的にそ
ういふものを考えるべきだ、こういう方向へ向
ておると思ひます。今回法制局でもいろいろこ
ういふ問題と取り組んでおりますが、基本的にある
いは憲法違反じゃないだろうか、そういうことも
いろいろ考へておりますけれども、これはやはり
その時勢に大衆がつくり出す觀念というものが、
これはその所有権万能じゃなくて、土地の性質か
ら見ましてある程度の制限を受けること、これは
どうもやむを得ないのじゃないか、かように思
ひます。ただ、そこで問題になりますのは、その点
に便乗をいたしまして、そうして何でもかんでも
公共だというふうなところで私権を侵害するよ
うな、そういう万端を振り回しても実はいけな
いと思ひますが、これはやはり節度ある行動だろ
うと思つております。やはり所有者自身も、た
だいま申し上げましたような觀念が醸成されてお
りますし、また、政府におきましてそういう点に
節度を守るといふ、そういうことが必要じゃない
か、私はかように考へております。

○岡本(隆)委員　もう一点、それじゃ総理何か御
用―しかし約束は、総理にそんな時間の制約を
受けるのはごめんというふうなことは木村さ
んともお約束してしたので、ここで電話をかけら
れたらいい、そんなことは私は知つたことじゃな
いのです。そんなことならもう来て要りません、そ
れよりも都市計画法を出してくださ、こういう
ことだつたのです。それを、時間や、こんなこ
とを言われると、落ちついてお尋ねできないで
す。(佐藤内閣総理大臣「相当落ちついてやって
おりますから、だいじょうぶです。」と呼ぶ)

それじゃもう一つ、重要な問題だけお尋ねして
総理にお尋ね願ひますが、開発地域になるという
こと、抑制地域になるということは、これは地方
自治体にとつたら税収にたいへん差がある。
自治体の税収が御承知のように、固定資産税や
償却資産税に非常に重点を置いておるから勢い、
工場奨励条例とかいうふうなものをつくつて産業
誘致をやるといふふうなことをやらざるを得ぬと
いうのが今日の自治体の財政のあり方ですね。だ
から、シャウプ勧告があつたのはいまから十五年
前、日本の経済がいまだ戦後の荒廃の中にあつて
非常に沈滞しているときに今日の地方財政制度と
いうものができたんです。ところが、昭和三十年
を契機に四十二年の今日までものすごい経済の成
長があつた。だから、その経済の成長に見合つ
て、地方財政制度というものは変わらなければい
かぬのです。ところが経済の非常に沈滞してある
時期のまゝの地方財政制度が今日まで踏襲されて
おるから、いろいろな矛盾が出てくるのです。だ
から団地をつくつて千葉県へ持つていこうとすれ
ば、友納さんから団地お断わりだ、団地は断わ
られる。団地を持つてこられましては住民サービ
スはかりふえて税収はない、だからお断わりだ、
こういうふうなことが出てくるわけです。だから
地域指定をやつて、これは住宅地域だといふふう
に非常に広範な範囲が住宅地域に指定されたら、
そこはまた住宅地域としての税収で自主的にその
財源がまかなえるような地方財政制度というもの
を確立してやらなければいかぬ。むしろ今日の日
本の税制というものは、一部住民税はありますが、
所得税だとかそういうふうなものはいまこ
と全部政府が吸ひ上げてしまつて、そうして自治
体に対しては固定資産税や、ことに償却資産税に
相当するものだけを残すというふうなことに
なつておるから、勢い自治体によつて経済力に大
きな開きが出てくるわけです。だからこれはやはり
住民サービスに必要な財源、団地が来ればその団
地に對して、住民の数に應じて、たとえば保健的
なサービスあるいは環境整備的なサービス、いろ
いろなサービスをしなければならぬ。教育も
もちろんそれでございします。そういうふうなサー
ビスができるだけの財源を与えるというふうな
地方財政制度を根本的に変える必要があるのでは
ないか。だから土地利用計画の策定、都市計画法

を今度制定せよとするなら、それに見合ったところの地方財政制度の改正ということをやらずしては、私は都市計画というものが円滑に進まない、こう思うのでございますが、そういうふうな御用意が政府のほうにおありかどうか、総理にお尋ねいたしたい。

○佐藤内閣総理大臣 御心配のような点がござい

ます。まず第一は、先ほど来ここで議論いたしましたのは所有権は万能なのか。所有権は万能ではない。これは大体片がついたようですが、その次の第二の問題は、地方財政を一体どうするか。これはたいへん不幸を生ずるだろう、そういう点もやはり大蔵省でも十分見まして土地の利用計画を立てて、それが地方の開発をおくらすというようなことになったらこれはたいへんだと思いますから、十分注意していくこととございます。

それからもう一つ、お尋ねがございせんけれども、利用計画でやはり食糧の問題といいますが、農地との調整の問題、これらで特に私どもが頭を悩まして、土地の利用計画を立てるときにはこういう点を十分考える、こういうことを実は申しておりまして、これらの点は、もし時間があれば次にお尋ねだつたらうと思います。政府も政府なりに、及ばずながらいま考えられることをいろいろくふうして利用計画を立てよう、こういうのでございます。またそういう点で法案を提案いたしましたその暁において、いいものをつくって、そうして土地の公共性が、また公益性が生かされる、また不幸がないように税制でも十分めんどろを見る。これは個人の問題ばかりでなく、国と地方との財源の問題でも調整をはかる、また食糧自給度を高めるというような意味におきまして、農地との調整もはかつていく、こういうことをしたい、かように思っております。

○岡本(隆)委員 では私の質問はこれで終わります、あとは他の方に譲ります。

○森下委員長 暫時休憩して、緊急理事会を開きます。

午後五時十五分休憩

午後五時二十八分開議

○森下委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十九日木曜日午後一時より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

建設委員會議録第十六号中正誤

ページ	段 行	誤	正
二	四 末九	さきほど	さほど
九	二 末三	の水没	も水没
一三	三 一七	ないかわけです	ないわけです
一四	一 二六	たしかに	たしか